

令和4年10月 農業委員会総会

令和4年10月25日(火) 9時00分
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和4年度10月の農業委員会を開催します。」

「本日は 4番〇〇委員・6番〇〇委員・10番〇〇委員・13番〇〇委員4名が欠席です。委員13名のうち9名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席であれば総会成立となっていますので、総会は成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただいています。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、10月の行事及び11月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を11月21日、総会開催日を11月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を11月21日、総会開催日を11月25日といたします。」

「次回の調査委員は 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますのでよろしくをお願いします。」

<p>会長</p>	<p>「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「それでは、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局よりお願いします。」</p> <p>総会資料2ページをご覧ください。</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p>
<p>会長</p>	<p>「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」</p> <p>「ただいま事務局から説明がありました議案第9号 農地法第3条の許可申請については、所有権移転を伴いますので、調査委員、地元委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」</p> <p>「それでは、調査員(〇〇委員)より説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>3番 〇〇〇〇です。10月20日に〇〇委員、〇〇委員、事務局職員2名と地元委員の〇〇委員、推進委員の〇〇委員の7名で申請者 〇〇〇〇さんの立ち合いの下、現地調査を実施しました。申請地は、国道205号を〇〇方面へ進み、〇〇郷のコンビニのある交差点を左折して、JRのガードを通り抜け、町道〇〇線を〇〇〇〇方面に終点まで進み、〇〇町の入江に出て左折して、〇〇方向に100m程進み、現地に入る私道が左にあり、入って30m程の場所でした。譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんは、父親と息子で後継者の関係です。〇〇さんの農業者年金の受給開始に合わせた経営移譲の為の所有権移転でした。〇〇〇〇さんは、諫早農業高校から農業大学を卒業後、就農していて、知識も意欲もある青年で、何も問題ないと思われます。説明が不足するところは、地元委員にお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員である私(〇〇)より説明をします。」</p>

〇〇委員	親子での経営移譲でありますので、特に問題なし。と思います。移譲を受ける〇〇さんも24歳で若く、就農意欲も高く、立派な後継者になっていくと思われます。
会長	「続いて、地元推進委員（〇〇委員）より意見をお願いします。
〇〇委員	19番地元委員の〇〇です。今、ほとんど説明がありましたが自分の方から特に話すことはありません。〇〇さんは自分の子供と同級生で高校生時代から知っていることもあり、人格等には問題ないと思いますので、今回の申請は問題ない。と思います。
会長	それでは、ただいまから審議を行います。 「これより議案第9号 農地法第3条の許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか？」
全委員	「質疑なし」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第9号 農地法第3条について許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なし」と認めます。よって議案第9号 農地法第3条の許可申請については許可することに決定します。
会長	「それでは引き続き、議案第10号 農地法第4条に規定による許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局	「議案第10号について説明します。」 「総会資料7ページをご覧ください。」 (議案の朗読及び説明)

事務局	<p>当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第10号 農地法第4条の事案について調査委員の説明をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査委員（〇〇委員）から説明をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>2番〇〇です。10月20日私と〇〇委員、〇〇委員、地元の〇〇推進委員、事務局職員2名と行政書士 〇〇さんの立ち合いの下現地調査を実施しました。場所は、〇〇小学校から〇〇方面へ車で少し走ると〇〇さんの家があります。理由としては、総会資料8ページに書いてあるように自宅の老朽化と住宅の一部が土砂災害特別警戒区域に含まれるということで、現在住んでいる家の庭先に畑等があり、一区画の畑を4mほど嵩上げをして建築をすることです。その場所は、農地とありませんし、生活雑排水は合併槽、雨水は水路へ流すということで、土地造成や住宅の建設による他人への被害はない。と思われました。特に問題ないと思いますが説明不足がありましたら、地元の推進委員さんへお願いします。</p>
会長	<p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>14番〇〇です。この前現地調査を実施しまして、4枚の筆で段々になっていて4m程盛り上げるとかなり土砂が必要になってくると思います。どこから土砂を持ってきて埋めるのかな。と思っています。排水溝等を見ますと、現在住んでいる家の周りには小さな溝がありますが、そこから水が流れるようになると思います。また、土地の上に電話線や電気の配線が複雑にあり考えすぎかもしれませんが気になりました。排水は、下水の処理水と雨水を1回溜めますで受け、道路側溝に放流すると伺っております。周囲には、農地という農地ではありません。もともと自宅で野菜作るぐらいの土地の農地であります。まわりは裏は山、横は家、手前は道路でもあり何も農地の被害はない。と思います。被害防除計画にも書いてありますとおりに特に問題ない。と思います。審議の方よろしくをお願いします。</p>

会長	「何か今までの説明の中で質疑等がありませんか。」
事務局長	「今まで住まわれていた宅地については、今後は倉庫として利用し、その後は解体を計画している旨の説明を受けました。どうしても裏山がせまってきて、ガラガラ石がくるような状況だった。やはり、危険でもあったし、前の方に新築をしたいという考えのようでした。」
会長	「急傾斜の下に宅地がありますし、もし崩れたら新しい家を作っても大きく崩れた場合危ないと思いますが。そこまでないですか。」
事務局長	「道路側に家をだされますので、今後は大丈夫だと思います。」
会長	「特に問題ないですか。」
全委員	「問題なし」
会長	「問題ないようですので、議案第10号 4条許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請については許可相当として進達することに決定します。」
	「それでは、引き続き議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」
事務局	「議案第11号について説明します。」
	「総会資料23ページをご覧ください」
	(議案朗読及び説明)

事務局	「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第11号 農地法第5条の事案について調査委員の説明をお願いします。」 「それでは、調査委員（〇〇委員）から説明をお願いします。」
〇〇委員	先ほど説明しました4条申請の農地に隣接する農地です。隣に住んでいるおじの畑でありそれを申請者へ譲られ今回土地造成をするときに一緒にするという事で申請となりました。説明は4条申請と同じです。
会長	「続いて、地元推進委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」
〇〇委員	「総会資料9ページを見るとわかると思いますが、写真の左下になりますが、トラクターが一台入るくらいの広さです。あとは特に問題ありません」
会長	「これより質疑を行いたい。と思いますが、先ほどの4条申請と同じですので、問題ないですね。」
全委員	「問題なし」
会長	「問題ないようですので、議案第11号 5条許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請については許可相当として進達することに決定します。」 「以上で議案の審議は終了しました。」

事務局

協議終了

その他

- ・視察研修について
- ・活動記録の提出について 等

「以上をもちまして令和4年10月の農業委員会総会を終了いたします。」

議事録署名人

会長

議事録署名人

議事録署名人